

長野市（保健福祉部）プレスリリース

令和5年11月16日

食品の規格基準に違反する食肉製品の回収を命じました

本日、長野市保健所は、令和5年11月6日に収去した食肉製品「豚角煮」の検査をしたところ、大腸菌群を検出したため、回収を命じました。

【違反食品の概要】

違反食品の概要	違反食品
名称	豚角煮
種類別	加熱食肉製品
包装形態	合成樹脂製袋
内容量	170g
賞味期限	24.8.1（2024年8月1日）
製造数	507パック
販売数	185パック
在庫数	290パック ※製造者保管分
販売・在庫以外の数	製造者試食会での使用 28パック 保健所検査での使用 4パック
一次販売先（件数・パック数）	市内（3件・45パック）、東京都（1件・140パック）
製造所所在地	長野市大字南長池 280 番地 15
製造者氏名	（株）プライトーム
検査結果	大腸菌群陽性
検査年月日	令和5年11月6日
検査機関	長野市保健所環境衛生試験所

【違反内容】

食品衛生法第13条第2項違反（食品の規格基準違反）
（参考）食品の規格基準 加熱食肉製品
大腸菌群は陰性でなければならない。

【措置内容】

食品衛生法第59条第1項の規定による回収命令

【回収の期間】

令和5年12月15日まで

【返品等に係る相談窓口】

〒381-0024 長野県長野市南長池 280 番地 15 株式会社プライトーム
連絡先：026-285-0116

ながのご縁を



信都・長野市

保健福祉部長野市保健所食品生活衛生課

（課長）大河内 雅彦 （担当）関口 徳之

電話：直通 026-226-9970 FAX：026-226-9981

E-mail：h-seikatu@city.nagano.lg.jp

違反品画像

